

岩手県告示第304号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人訪問理美容協会スマイル
 - (2) 代表者の氏名 野村洋二
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市大館町26番53
- 3 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者及び病気その他の理由により外出が困難な人に対し、居宅、福祉施設、医療機関等で訪問理容・美容のサービス及び給食のデリバリーサービスを提供する事業を行うとともに、訪問理容・美容のサービスに従事する人材の育成を目的とした研修、情報提供、研究等を行う事業により、地域の福祉の向上を図り、以って公益に寄与することを目的とする。